

○ 高齢者日常生活用具給付等事業

1. 用具種目

種 目	性 能	基 準 額
電磁調理器	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであること。	45,400円
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期消火し得るものであること。	30,900円

2. 費用負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯含む)	0円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が 10,000円以下の世帯	16,300円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が 10,001円以上30,000円 以下の世帯	28,400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が 30,001円以上80,000円 以下の世帯	42,800円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が 80,001円以上140,000 円以下の世帯	52,400円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が 140,001円以下の世帯	全額